

千葉県福祉タクシー事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、重度の障害者（児）等がタクシーを利用する場合に、その運賃又は障害者割引運賃の一部を助成することにより、その社会活動の範囲を広め、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 重度の障害者（児）等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級及び2級の身体障害者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級の者

ウ 千葉県療育手帳制度実施要綱（平成4年4月1日施行）第4条の規定により療育手帳の交付を受けている者であつて、障害程度が同要綱の別表に定める㉔、㉔の1、㉔の2、Aの1若しくはAの2とされた者又は児童相談所及び障害者相談センターにおいて重度と判定された者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当（手当額1級のものに限る。）、特別障害者手当、障害児福祉手当受給者

オ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条の規定による福祉手当受給者

カ 千葉県小児慢性特定疾病医療支援実施要綱に基づく支給の認定を受けた者のうち、重症患者等区分の認定を受けた者

(2) 運賃 道路運送法（昭和26年法律第183号）（以下「法」という。）

第9条の3に規定する運賃をいう。

(3) 福祉タクシー 第4条第1項の規定により指定を受けた協力機関が、本市の助成額を運賃又は障害者割引後の運賃から減額して、重度の障害者（児）等の利用に供するタクシー（法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業として業務を行うタクシーに限る）をいう。

(4) リフト付タクシー 福祉タクシーのうち、リフト又はストレッチャーを装備したものをいう。

(対象者)

第3条 福祉タクシーを利用することができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の一に該当するものとする。ただし、千葉県ねたきり老人歯科診療送迎事業実施要綱（平成5年4月1日施行）第3条の規定によるリフト付タクシーの利用対象者及び当該年度において千葉県心身障害者等自動車燃料費助成事業実施要綱（平成8年6月1日施行）の規定により助成を受けている者は、対象者としなない。

- (1) 本市に住所を有する重度の障害者（児）等
 - (2) 本市の区域外に設置されている福祉施設等に入所している重度の障害者（児）等のうち、入所直前に本市に住所を有していた者で、かつ、その保護者（親権を行う者、後見人又は現に監護する者をいう。）が本市に住所を有している者
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな
- (1) 前年（1月から7月を有効期限の初日とする利用券にあっては、前々年。次号において同じ。）の所得（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この号及び次号において「令」という。）第4条及び第8条第3項において読み替えて準用する第5条の規定により計算した額をいい、長期譲渡所得の金額については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の運用がある場合には、これらの規定の運用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額において「特別控除後の金額」という。）とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（次号において「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、令第7条に定める額以上である者
 - (2) 重度の心身障害者の配偶者の前年の所得（令第4条及び第8条第4項において準用する第5条の規定により計算した額をいい、長期譲渡所得の金額については、特別控除後の金額とする。以下この号において同じ。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該重度の心身障害者の生計を維持するものの前年の所得（令第4条及び第8条第4項において読み替えて準用する第5条の規定により計算した額をいう。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、令第2条第2項に定める額以上であるときの当該重度の心身障害者
- （福祉タクシー協力機関）
- 第4条 市長は、対象者の利用に供するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者（以下「タクシー会社」という。）から申し出を受け、これを福祉タクシー協力機関として指定するものとする。
- 2 前項の指定の期間は、おおむね1年間とする。ただし、タクシー会社から特に申し出がない場合、1年ごとに期間を更新するものとする。
- 3 福祉タクシー協力機関は、対象者から福祉タクシー利用の申し込みがあったときは、速やかにその利用に供さなければならない。
- （利用の承認）
- 第5条 福祉タクシーを利用しようとする者は、千葉市福祉タクシー利用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請（以下「利用承認申請」という。）しなければならない。
- (1) 対象者の世帯の当該年度分（4月から7月までの申請にあっては、前年度分）の市町村民税に係る課税状況、所得金額、控除額及び扶養親族の数

等の状況（以下「課税等状況」という。）を証する書類（市長が、対象者の同意を得て市が保有する課税台帳等で課税等状況について確認できる場合を除く。）

（利用券の交付等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合、審査のうえ対象者であると認めたときには、千葉市福祉タクシー利用承認通知書（様式第2号）及び千葉市福祉タクシー利用券（様式第3号）（以下「利用券」という。）を交付し、対象者に該当しないと認めたときには千葉市福祉タクシー利用不承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 利用券は、1年度につき次の表に定める申請月の区分に応じ、これに対応する交付枚数を交付する。

ただし、年間合計交付枚数が60枚を超えないものとする。

申請月	8、9、10月	11、12、1月	2、3、4月	5、6、7月
交付枚数	60枚	46枚	30枚	16枚

3 前項の規定にかかわらず、人工透析により治療を受けている者及び1週間に2回以上病院等への通院を必要とする者は、交付を受けた利用券に不足を生じたときは、千葉市福祉タクシー利用券追加交付申請書（様式第5号）を提出することにより、1年につき利用回数90回分の利用券の追加交付を受けることができる。ただし、2月1日以降に交付を受けた者に係る利用券の追加交付は、70回分とする。

4 前2項の規定にかかわらず、前項本文の規定により、追加交付を受けた者が追加交付を受けた券に不足を生じたときは、千葉市福祉タクシー利用券追加交付申請書を提出することにより、さらに1年につき利用回数50回分の利用券の追加交付を受けることができる。

5 利用券の有効期限は、7月末日までに交付された利用券については、当該利用券の交付を受けた年度の7月末日まで、8月1日以降に交付された利用券（第7条の規定に基づき、継続交付された利用券を含む）については、当該利用券の交付を受けた年度の翌年度の7月末日までとする。

6 利用券は汚損又は破損による交換のほか、再交付は行わないものとする（受給券の継続交付）

第7条 利用券の交付を受けている対象者が、利用券の交付を受けている年度（以下「当該年度」という。）の次の年度以降も継続して利用券の交付を受けようとするときは、4月1日から7月末日までの間に市長に申請しなければならない。

2 前項の対象者が利用承認申請を行う場合において、市長が保有する課税台帳等で課税等状況について確認できる場合においては、当該対象者は、前項の規定による申請をすることを要しない。利用承認申請を行う場合において、課税等状況調査について同意しなかった者で、その後に同意することとしたものも同様とする。

3 第6条の規定は、利用券の継続交付について準用する。この場合において、第6条第1項中「千葉市福祉タクシー利用承認通知書（様式第2号）及び千葉市福祉タクシー利用券」とあるのは「千葉市福祉タクシー利用券」と、「千

葉市福祉タクシー利用不承認通知書（様式第4号）」とあるのは、「千葉市福祉タクシー受給資格喪失通知書（様式第7号）」と読み替えるものとする。

（助成額）

第8条 福祉タクシーに係る市の助成額は、乗車1回につき、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

（1）身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている者で、乗車の際に身体障害者・療育手帳の割引を受けた者 割引運賃の半額で、1,300円（リフト付タクシーにあつては、5,500円）を限度とする額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

（2）乗車の際に身体障害者・療育手帳の割引を受けない者 運賃の半額で、1,300円（リフト付タクシーにあつては、5,500円）を限度とする額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

（助成の方法）

第9条 助成は、助成する額を対象者が利用した福祉タクシー協力機関に支払うことによって行うものとする。

（利用の方法）

第10条 対象者は、福祉タクシーを利用しようとするときは、福祉タクシー協力機関の事業所等へ電話等により、連絡の上利用するものとする。なお、路上等において随時利用することもできる。

2 対象者は、乗車の際に福祉タクシーの利用であることを示し、降車の際には、乗務員に利用券1枚を提出し、運賃若しくは身体障害者手帳・療育手帳の割引運賃から助成額を差し引いた額を、乗務員に支払うものとする。

（助成額の請求）

第11条 福祉タクシー協力機関は、対象者から受けとった利用券に必要な事項を記載し、毎月取りまとめ、翌月10日までに市に対して助成額を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成額を決定し、福祉タクシー協力機関に支払うものとする。

（対象者資格喪失）

第12条 対象者が次の各号に該当することとなったときは、千葉市福祉タクシー利用資格喪失届・千葉市福祉タクシー資格変更届（様式第6号）に不要となった利用券を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）本市に住所を有しなくなったとき。

（2）障害程度の変更等により、対象者でなくなったとき。

（3）第3条第2項各号のいずれかに該当したとき

（調査）

第13条 市長は、千葉市福祉タクシー事業を適正に執行するために必要と認めるときは、対象者及び福祉タクシー協力機関に調査を行うことができる。

（不正使用の禁止）

第14条 対象者及び福祉タクシー協力機関は、利用券を有効期限後に使用し、他に譲渡する等、不正に使用してはならない。

（利用券の返還等）

第15条 市長は、対象者が次の各号の一に該当すると認めたときは、利用券の返還を命じ、以後の交付を停止することができる。

(1) 虚偽の申請により利用券の交付を受けたとき

(2) 利用券を不正に使用したとき

(福祉タクシー協力機関の指定取消)

第16条 市長は、福祉タクシー協力機関が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、福祉タクシー協力機関の指定を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項の規定による申し出の内容に虚偽の事項があったとき

(2) 本要綱に基づく事業の実施にあたり、不正又は不誠実な行為をしたとき

(3) 関係法令の規定に違反したとき

(4) その他、福祉タクシー協力機関として不適切であると市長が認めたとき

(助成額の返還)

第17条 市長は、前2条各号の規定による行為により、この要綱に基づく助成の交付を受けた者があるときは、その者が受けた助成額の全部または一部を返還させることができる。なお、当該行為により取り扱われた利用券を既に福祉タクシー協力機関が受領し、第11条の規定に基づく請求及び支払が終了している場合には、当該行為が福祉タクシー協力機関の責に帰する場合に限り、市長は、助成の交付を受けた者に代わり、福祉タクシー協力機関に対し、助成金を返還させることができる。

附 則

この要綱は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、千葉市心身障害者福祉手当支給条例（昭和 4 8 年千葉市条例第 1 1 号）の規定により福祉手当の支給を受けていることに基づき、利用券を受給している者は、平成 2 0 年 3 月 3 1 日までは引き続き助成対象者とする。
- 3 この要綱の施行の際、千葉市心身障害者福祉手当支給条例（昭和 4 8 年千葉市条例第 1 1 号）の附則第 5 項の規定によりねたきり老人福祉手当又は認知症老人福祉手当の支給を受けていることに基づき、利用券を受給している者は、引き続き助成対象者とする。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号については、平成 2 3 年 3 月 8 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 1 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要綱の施行前に作成された様式で、現に存するものは、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
- 3 この要綱の施行の際、千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく給付の決定を受けた者のうち、重症患者の認定を受けた者は、平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日までは引き続き助成対象者とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の要綱第7条第1項及び第2項を除き、平成29年8月1日以降を有効期限の初日とする利用券に係る手続きから適用し、平成29年7月末日以前を有効期限の初日とする利用券に係る手続きについては、なお従前の例による。この場合において、改正前の要綱第5条第3項の表を以下のように、

申請月	4、5、6月
交付枚数	20枚

同条第4項中「90回分の利用券の追加交付をうけることができる。ただし、10月1日以降に交付を受けた者に係る利用券の追加交付は、70回分とする」を「30回分の利用券の追加交付をうけることができる。」に、同条第5項中「50回分」を「16回分」と読み替える。

(経過措置)

- 3 前項の追加交付に係る規定については、平成30年7月末日までの追加交付に係る申請に限り、平成29年7月末時点で、利用券の交付を受けており、平成29年8月1日から利用資格を喪失した者についても適用する。
- 4 平成29年8月1日から平成30年7月末日を有効期限の初日とする利用券の交付を受けた者のうち、平成29年7月末日時点でも利用券の交付を受けていた者について、平成29年7月末日までに、第2項に規定する追加交付を受けた利用券が残っている場合には、改正後の要綱第6条第3項及び第4項の規定にかかわらず、利用券の追加交付を平成30年7月末日まで受けることができない。
- 5 この要綱の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。